

## 富里市暴力団排除対策協議会について

### ■富里市暴力団排除対策協議会 設立趣意について

本市では、富里市暴力団排除条例を平成24年4月1日に施行し、暴力団排除の取り組みを推進してきました。

「暴力団の排除は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に、推進されなければならない」とする同条例の基本理念に基づき、一層の暴力団排除を推進し、もって市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与するため、同条例第8条の規定に基づく推進体制として、令和6年7月31日に本協議会を設立しました。

### ■令和6年度 富里市暴力団排除対策協議会 事業計画

- (1) 総会及び研修会を開催し、暴力団排除に向けた意思統一、対処法等の情報共有を図る。
- (2) 必要に応じ、連絡会・検討部会を設置し、各事案等に関する協議を行う。
- (3) 千葉県成田警察署等が主催する暴力団排除活動に協力する。
- (4) 暴力団排除に関する広報・啓発を行う。